

2019年9月3日

消費税率引き上げに関する対応のお知らせ

公益社団法人日本包装技術協会

皆様ご高承のとおり消費税法が改正され、2019年10月1日より8%から10%への税率引き上げが予定どおり施行される見通しです。これに伴う当会における消費税の取り扱い対応につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので何卒ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

新旧税率の取り扱いについて

消費税法上の「資産の譲渡」、及び「役務の提供」の考え方にに基づき、当会からの代金ご請求は請求書発行日・ご入金日にかかわらず、以下の対応とさせていただきます。

① 当会主催セミナー及び催事に伴う代金（「役務の提供」に該当するお取引）

「役務の提供完了日」たる催事実施日（開催最終日）が

9月30日以前のもの 現行税率8%

10月1日以降のもの 新税率10%

② 書籍・印刷物ほか受注による販売物品の代金（「資産の譲渡」に該当するお取引）

「資産の引き渡し日」たる郵便投函又は宅配便引受により商品を発送した日が

9月30日以前のもの 現行税率8%

10月1日以降のもの 新税率10%

以上